3　前項の氏名若しくは名称又は住所の変更をした者は、同項の届出書の提出に代えて、当該届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該届出書を提出したものとみなす。

第八十一条の二十六中「交付者」と、「令第三百四十三条第三項」を「交付者」と、「令第三百四十三条第三項に規定する申請書」に、「提示等」と」を「提示等」に規定する申請書」と、「令第三百四十三条第三項の」とあるのは「令第三百四十五条第六項の規定により読み替えられた令第三百四十三条第三項の」と、「（令第三百四十二条第三項」とあるのは「（令第三百四十五条第六項の規定により読み替えられた令第三百四十三条第三項」と、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八十一条の三十中「交付者」と、「令第三百四十三条第三項」を「交付者」と、「令第三百四十三条第三項に規定する申請書」に、「提示等」と」を「提示等」に規定する申請書」と、「令第三百四十三条第三項の」とあるのは「令第三百四十六条第六項の規定により読み替えられた令第三百四十三条第三項の」と、「（令第三百四十三条第三項」とあるのは「（令第三百四十六条第六項の規定により読み替えられた令第三百四十三条第三項」と」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八十一条の三十六第三項中「規定する申請書」の下に「（電磁的方法により提供された当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「を提出した」を「の提出（令第三百五十条の四第三項に規定する提出をいう。以下この項及び次項において同じ。）をした」に改め、同条第四項中「申請書を提出した」を「申請書の提出をした」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「届出書（」の下に「電磁的方法により提供された当該届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録及び」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の氏名若しくは名称又は住所の変更をした者は、同項の届出書の提出に代えて、当該届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事項を提供した者は、当該届出書を提出したものとみなす。

第九十条の二第一項中「対価の支払を」を「対価（法第二百二十四条の三第一項に規定する対価をいう。以下この条において同じ。）の支払を」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　令第三百五十二条の二第二項第四号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる公社債の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　発行価額を競争に付して行われる入札の方法により発行された公社債（その募入の決定を受けた各申込みの応募価格（以下この号において「募入決定応募価格」という。）により発行されるものに限る。以下この号において「価額入札公社債」という。）又は当該価額入札公社債と同一の発行条件（その公社債の名称及び記号又は番号、利率、利子の支払期並びに償還期限をいう。次号において同じ。）で発行された公社債　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項第三号（入札発行）の規定に基づき計算した当該価額入札公社債の入札に係る募入決定応募価格を額面金額により加重平均して得られる価額その他これに準ずる方法により計算した価額で、その価額入札公社債を発行した者が公表しているもの

二　前号に掲げる公社債以外の公社債（以下この号において「非価額入札公社債」という。）又は当該非価額入札公社債と同一の発行条件で発行された公社債　当該非価額入札公社債の発行価額

4　令第三百五十二条の二第二項第四号に規定する財務省令で定める割合は、百分の九十とする。

第九十七条第五項中「）の譲渡の対価（」の下に「同条第一項に規定する対価をいい、」を加える。

第九十七条の四第二項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項第一号中「に規定する申請書」を「の申請書」に改め、「本店若しくは主たる事務所の」を削り、同条に次の二項を加える。

6　令第三百五十五条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　令第三百五十五条第二項の申請書の提出をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

二　法第二百二十八条の四第三項の承認を受けようとする旨

三　記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四　法第二百二十八条の四第一項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五　その他参考となるべき事項

7　法第二百二十八条の四第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、令第三百五十五条第二項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第三項又は第四項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。

別表第五二十八の表の備考1中「）の譲渡の対価」の次に「（同条第1項に規定する対価をいう。以下この表において同じ。）」を加える。

別表第八㈢の表の備考1中「対価（」の次に「同条第1項に規定する対価をいい、」を加える。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五二十八の表の改正規定中「

株（口）又は額面金額

」を「

株（口）数又は額面金額

」に改め、同表の備考1の改正規定中「）の譲渡の対価」の次に「（同条第1項に規定する対価をいう。以下この表において同じ。）」を加える。

附則第三条中「第百六十五号」の下に「。次条において「改正令」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）

第三条の二　改正令附則第八条第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知等に関する経過措置）に規定する公社債等（以下この条において「公社債等」という。）の譲渡の対価の同項に規定する支払者（以下この条において「支払者」という。）は、同項に規定する書類（以下この条において「確認書類」という。）の提示を受けた場合（平成二十七年十二月三十一日までに当該提示を受けた場合に限る。）には、同項に規定する帳簿に、当該確認書類の名称並びに当該確認書類に記載された氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、新規則第八十一条の二十一第一項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の申請により作成する帳簿の記載事項等）に規定する場所）を記載しておかなければならない。

2　前項の確認書類の提示をした者が、その提示をした日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、その氏名若しくは名称又は住所を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該書類の提示をした公社債等の譲渡の対価の支払者に、その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所が記載された確認書類を提示しなければならない。当該確認書類を提示した日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、再び当該提示をした確認書類に記載された氏名若しくは名称又は住所を変更した場合も、同様とする。